

障害者職業総合センター施設・設備利用について

(目的)

- 1 ここでは、障害者職業総合センター（以下「総合センター」という。）の施設・設備について、障害者、事業主その他の関係者の方にご利用いただくための規則を定めています。

(利用許可する施設・設備の範囲)

- 2 当機構が利用許可する施設・設備は、次に掲げるものとします。
 - (1) 講堂
 - (2) 研修室
 - (3) 会議室
 - (4) その他前各号に掲げる施設・設備以外のもので、必要と認められるもの

(利用日及び利用時間)

- 3 利用日及び利用時間は、次のとおりとします。
 - (1) 利用日は、原則として1月6日から12月26日まで。
 - (2) 利用時間は、原則として午前9時30分から午後5時まで。ただし、午後5時以降（以下「夜間」という。）の利用について特に許可するものについては、この限りではありません。

(利用許可対象者の範囲)

- 4 利用許可を受けることができる方は、次のとおりです。
 - (1) 障害者（障害者の団体を含む。）又は障害者に係るボランティア（ボランティアの団体を含む。）
 - (2) 障害者を雇用している事業主（事業主の団体を含む。）又は雇用の予定のある事業主
 - (3) 障害者のリハビリテーション関係の団体
 - (4) その他前各号に掲げる者以外の者で、施設・設備の利用が適当と認められるもの

(利用許可の原則)

- 5 施設・設備の利用許可は、原則として、障害者の雇用の促進又は職業リハビリテーションの推進に資するものに対して行います。

なお、営利を目的とする利用については、お断わりいたします。

また、土曜日、日曜日、祝祭日等（以下「閉庁日」という。）における利用許可は、原則として、次の要件のすべてに該当するものに限り行います。

- (1) 大会、研究会等で、一定程度以上の規模で実施されるものであること。
- (2) 実施主体が全国的な団体又はこれに準ずるものであるとみられるものであること。
- (3) 原則として年1回程度実施されるものであって、当該年において長期間にわたって反復・継続的に実施されるものではないこと。

(利用許可申請及び利用許可)

6 当機構は、施設・設備の利用希望の方から、予め障害者職業総合センター施設・設備利用許可申請書（以下「利用許可申請書」という。）を提出していただきます。講堂を利用する場合にあつては、具体的な利用計画書を併せて提出していただきます。

また、当機構は、前項による利用許可申請を受けて、要件等を審査のうえ、利用の許可又は不許可を行います。利用を許可する場合には、必要に応じて条件を付し、利用施設・設備、利用日及び利用時間を指定して、利用希望の方に対し、障害者職業総合センター施設・設備利用許可証を交付します。

（利用許可を受けた者の履行すべき事項）

7 利用許可を受けた方（以下「利用者」という。）には、次の事項を遵守していただきます。

- (1) 施設・設備の利用に当たっては、当機構が付した条件又は指示に従うこと。
- (2) 利用許可を得た施設・設備以外は、利用しないこと。
- (3) 施設・設備の利用後は、原状に回復すること。なお、利用者がこの原状回復の義務を履行しないときは、当機構は、利用者の負担において、原状回復をすることができるものであること。
- (4) 利用者の責に帰する事由により物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損した物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならないこと。
- (5) 講堂等の利用に当たって関係官庁への届出等が必要な場合は、利用者がその手続きを行うこと。
- (6) 利用許可申請書に記載した事項に変更があつた場合は、速やかに当機構に届け出なければならないこと。
- (7) 夜間及び閉庁日の利用に当たっては、利用者の負担において庁舎管理等のために必要な人員の警備員を配置するものとし、当機構が指定する警備会社との間で警備員派遣契約を締結するものとする。
- (8) 事故等が起きた場合は、直ちに適切な措置をとるとともに、当機構へ報告しなければならないこと。
- (9) 施設内での喫煙はしないこと。

（利用の不承認及び取り消し等）

8 当機構は、利用希望者又は利用者が次のいずれかに該当するときは、その利用許可申請を承認せず、又は利用許可の取り消し若しくは施設・設備の利用の停止を命ずることがあります。

- (1) 利用の目的又は条件に反すると認められるとき。
- (2) 施設・設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (4) 11の規定による専門家の配置がないとき。
- (5) 承認を受けた利用の権利を他に譲渡し、又は転貸したとき。
- (6) 災害その他やむを得ない事由により施設・設備の利用ができないとき。
- (7) その他施設・設備の管理運営上支障があるとき。

また、当機構は、前項の規定により利用許可申請を承認することが適当でないことを認め

るときは、利用の不許可を行い、障害者職業総合センター施設・設備利用不承認書により申請者に通知するものとします。

(施設・設備の利用料)

9 施設・設備の利用料は、別表のとおりとします。

また、利用料は、原則として、利用許可後、施設・設備の利用を開始する日の2日前までにその全額を納入していただきます。

(閉庁日の施設管理等)

10 閉庁日における施設管理等は、次のとおりとします。

(1) 正面玄関入口及び利用する施設・設備の鍵の開閉及び照明は、警備員が行うものとする。

(2) 利用する施設・設備の空調設備は、監視員が行うものとする。

(閉庁日の利用者の責務)

11 利用者が閉庁日に体育館又は講堂を利用する場合には、利用者の責任において、体育館の附帯設備又は講堂の附帯設備（主として照明、ミキサー、舞台装置等）を稼働させるための専門家を配置するものとし、利用許可申請書に当該専門家の氏名、所属団体、経験等その専門性に関する書面を添付するものとします。

また、上記の専門家は、十分な知識・技術を有する者であると認められる者に限るものとする。

(損害に係る免責)

12 利用者が8の規定により利用の不承認又は利用許可の取り消し若しくは施設・設備の利用の停止を受けたことにより損害が生じた場合においても、当機構は、その責を負いません。

(その他)

13 当機構総合センターの施設・設備利用に関し必要な事項は、「障害者職業総合センター施設・設備利用に関する件」（平成23年9月30日達第40号）等に定めます。